

福祉総合システム用ソフトウェアの購入について

令和3年9月1日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、各自治体は住民記録や税務等を扱う基幹業務システムの標準化に向けた作業を進めています。

区においても国が定める全国共通の標準仕様書に準拠した福祉総合システムへの更新を行うため、必要なソフトウェアを購入します。

1 システム標準化の内容等

システム標準化は、国が定める全国共通の標準仕様書に基づくシステムを各自治体が構築し、行政手続におけるデジタル化の更なる推進やシステムの維持経費などのコスト削減を図るものです。

国におけるシステム標準化の対象業務は20業務、区における対象業務は18業務で、区では、「港区行政情報システム標準化対応方針」（令和5年11月改定）に基づき、段階的に各システムの標準化対応を進めています。

2 福祉総合システムの対応

福祉総合システムにおけるシステム標準化の対象業務は4業務です。

令和6年度は、国が定める標準仕様書に対応した福祉総合システムへの更新に着手するために必要なソフトウェアを購入します。

対象業務	主な標準化対象事業
障害者福祉	身体障害者手帳の交付、療育手帳の交付業務 など
児童手当	新規認定、額改定、認定資格消滅業務 など
児童扶養手当	新規認定請求、額改定請求、資格喪失業務 など
子ども子育て支援	教育・保育給付認定管理、保育料等納付管理業務 など

3 事業規模

44,847,000円

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年 9月	令和6年第3回港区議会定例会（物品（ソフトウェア）の購入議案）
10月～	標準仕様書に対応した福祉総合システムへの更新を開始
令和7年度	福祉総合システムにおける対象業務の標準化パッケージの購入（議案）
令和8年 1月	標準化に対応した福祉総合システムの稼働開始
令和9年度	福祉総合システムの標準化への完全移行